

野外焼却は 禁止されています



廃棄物の野外焼却(いわゆる野焼き)は、法律により原則禁止です

野焼きをすると…

廃棄物(ごみ)を野外にて、燃やすと煙や悪臭、ダイオキシン等により、人の健康及び生活環境への支障をきたす可能性があります。
また、不十分な消化により火災を発生させる可能性があります。



地面で直接焼却



ブロック囲いで焼却



ドラム缶・一斗缶で焼却

【罰則】

5年以下の拘禁刑、若しくは1,000万円以下の罰金又は、この併科に処されます。

例外として野外焼却が認められるもの

- さいの神(風俗習慣・宗教上行われる焼却)
- たき火、キャンプファイヤー
(日常生活を営む上での軽微な焼却)
- 害虫駆除、魚網に付着した海産物の焼却
(農林漁業のためのやむを得ない焼却)



例外規定とされた行為であっても、その煙が**生活環境上支障**を与え、**苦情**などがある場合は**行政指導の対象**となります。

野焼きに関する問合せ先

市民生活課 環境生活係 ☎025-552-1511

能生事務所 振興係 ☎025-566-3111

青海事務所 振興係 ☎025-562-2260